

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 28 日 (金) 第 84 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(建築課取扱い) 1
告 示	
○建築士法第 4 条第 4 項第 3 号に規定する知事が認める二級建築士及び木造建築士の免許登録の要件 (※)	(建築課取扱い) 9
○建築士法第 15 条第 2 項に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格 (※)	(建築課取扱い) 11

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第 6 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和 25 年鹿児島県規則第 116 号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 1 章の 2 免許 (第 1 条の 2—第 8 条の 14)
- 第 2 章 試験 (第 9 条—第 15 条の 10)
- 第 3 章 建築士事務所 (第 16 条—第 21 条)

## 附則

第 1 条の 2 を次のように改める。

(免許の申請)

第 1 条の 2 法第 4 条第 3 項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書 (別記第 1 号様式) に、次に掲げる書類 (その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類) を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、第 13 条第 1 項の規定により同項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第 2 項の規定により当該書類を法第 15 条の 6 第 1 項の規定により知事が指定する者 (以下「指定試験機関」という。) に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第 3 号又は第 4 号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までに掲げる者のうち、建築実務の経験を有することを免許の登録の要件とする者にあつては、建築実務の経験を記載した実務経歴書（別記第1号様式の2）及び使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違ないことを証する実務経歴証明書（別記第1号様式の3）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、写真（申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。第3条の2及び第4条において同じ。）を貼り付けなければならない。

第2条第1項中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第8条の8第3項第1号中「この号において」を削り、同項第2号中「物」を「物（以下「磁気ディスク等」という。）」に改める。

第8条の12第3号中「合格者一覧表」を「規定による添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことがある。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第8条の14中「第1条の2第1項、」を「第1条の2第1項及び第2項、」に改め、「これらの規定」の次に「（第1条の2第1項及び第2項を除く。）」を加え、「申請前6月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。次項、」とあるのは「指定登録機関が別に定めるものとする。」を「同項及び同条第2項中「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関」と、同条第1項第4号中「別記第1号様式の2」とあるのは「別記第1号様式の2に準じて指定登録機関が定める様式」と、「別記第1号様式の3」とあるのは「別記第1号様式の3に準じて指定登録機関が定める様式」に、「第8条の12」を「第8条の12第1項」に改める。

第11条第1項中「、その者の申請により」を削り、「合格した二級建築士試験」の次に「（以下この条において「二級学科合格試験」という。）」を加え、「2回の二級建築士試験」を「4回の二級建築士試験のうち2回（二級学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回）の二級建築士試験」に改め、「合格した木造建築士試験」の次に「（以下この条において「木造学科合格試験」という。）」を加え、「2回の木造建築士試験」を「4回の木造建築士試験のうち2回（木造学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回）の木造建築士試験」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「次に」を「次のアからウまでのいずれかに」に改め、同号ア中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」を「学校を」に、「この」を「その」に改め、同号イ及びウを次のように改める。

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合するものにあつては、そ

の基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第13条第1項第2号中「第15条各号」を「第15条第2号及び第3号」に、「建築実務の経験を記載した書類（別記第5号様式）及び当該建築実務の経験を有することを証する書類」を「実務経歴書及び実務経歴証明書」に改め、同項第3号中「申請前」を「申込み前」に改め、同条第2項中「当該」を「受験申込書に前項に掲げる書類（同項第2号に掲げる書類にあつては、指定試験機関が定める様式による書類）を添付して、」に、「受験の申込みを行うものとする」を「これを指定試験機関に提出しなければならない」に改め、同条第3項を削る。

第15条の8第2項中「合格者一覧表」の次に「並びに第13条第2項の規定により提出された受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類」を加え、同条第3項中「合格者一覧表」を「規定による添付書類」に改め、同項第1号中「（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「磁気ディスク等」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 ( 第 1 条 の 2 関 係 )

二級建築士  
木造建築士  
免許申請書

私は、二級建築士  
木造建築士  
の免許を受けたいので、建築士法施行細則第 1 条の 2 に規定する書類を添えて申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名

( 自 署 )

鹿児島県知事 殿

ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日生	写 真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
本 籍				性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現 住 所	郵便番号 —			電話番号 — —		
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年： 年					
	合格通知書 付 日	年 月 日	合格番号	第 号		
登録申請区分	1 学歴のみ又は学歴+実務 <input type="checkbox"/> 2 実務のみ <input type="checkbox"/> 3 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>					
1 学歴のみ 又は学歴+ 実務により 申請する場 合のみ記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 年 月	卒 業 ( 修 了 ) 年 月	建築実務経験期間の合計 ※ 学歴のみの場合は記入不要	
			年 月 入学	年 月 卒業 ( 修 了 )		
			年 月 入学	年 月 卒業 ( 修 了 )		
2 実務のみ により申請 する場合の み記入	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計					
	年 月					
3 建築士法 第4条第5 項により申 請する場合 のみ記入	免 許 名 称	免 許 者 名	免 許 の 年 月 日		資 格 認 定 書 の 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日					ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日					ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日					ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間					ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。					年 月 日から 年 月 日まで はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

免 許 手 数 料 収 入 証 紙 貼 付 欄 (消印しないでください。)	
※ 経由先記載欄	※ 登録機関記載欄

備考 1 数字は算用数字を用いてください。

2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

3 ※欄は、記入しないでください。

4 写真は、申請前 6 月以内に、脱帽し、正面から上半身を写した無背景の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

別記第 1 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 1 号 様 式 の 2 (第 1 条 の 2, 第 13 条 関 係)

実務経歴書

私は、二級建築士の免許(試験)を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて使用者その他これに準ずる者がこの実務経歴書の内容について事実と相違ないことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名

( 自 署 )

鹿児島県知事 殿

勤務先等				
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数			
年 月～ 年 月	年 月			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
1	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途、構造、規模、担当業務等を記載すること。)			
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
2	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途、構造、規模、担当業務等を記載すること。)			
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
3	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に用途、構造、規模、担当業務等を記載すること。)			
※ 経由先記載欄			※ 登録(試験)機関記載欄	

備考 1 この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について、免許の登録又は受験資格として必要な業務の内容を年代順に記入してください。

2 記載内容について、記入の不備や疑義が生じた場合には、実務経歴書の再提出や追加書類の提出を求めることになるため、免許の登録が遅れる場合や受験資格の確認に時間を要する場合があります。

3 実務経歴書に虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置の対象となる場合や免許の登録又は受験資格が認められない場合があります。

4 ※欄は、記入しないでください。

第 1 号 様 式 の 3 (第 1 条 の 2, 第 13 条 関 係)

## 実 務 経 歴 証 明 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

証 明 者 住 所  
氏 名 印  
〔 法 人 に あ つ て は , 主 た る 事 務 所 の 所 〕  
〔 在 地 , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕  
電 話 番 号  
免 許 申 請 者 ( 受 験 申 込 者 ) と の 関 係

下 記 の 者 が 提 出 し た 二 級 建 築 士 免 許 申 請 書 ( 二 級 建 築 士 試 験 受 験 申 込 書 ) に 添 付 さ れ た 実 務 経 歴 書 は , 事 実 と 相 違 不 い こ と を 証 明 し ま す 。  
木 造 建 築 士 試 験

## 記

- 1 免 許 申 請 者 ( 受 験 申 込 者 ) 氏 名
- 2 建 築 実 務 経 験

建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計 年 月

建 築 実 務 の 内 容

- 備 考 1 この 実 務 経 歴 証 明 書 は , 免 許 申 請 者 又 は 受 験 申 込 者 が 作 成 し た 実 務 経 歴 書 ごと に 作 成 し て く だ さ い 。
- 2 証 明 者 ( 使 用 者 そ の 他 こ れ に 準 ず る 者 ) は , 実 務 経 歴 書 に 記 載 さ れ た 内 容 が 事 実 と 相 違 不 い こ と を 確 認 し た 上 で , 証 明 し て く だ さ い 。
  - 3 証 明 者 が 虚 偽 の 証 明 を 行 っ た 場 合 , 建 築 士 法 上 の 処 分 や 告 発 の 対 象 と な る 場 合 が あ り ま す 。

別記第3号様式の3中「書換え交付申請手数料」を「書換え交付手数料」に、

4	登録種別	二級建築士 ・ 木造建築士	写 真 貼付欄	を
5	登録番号	第 号		
6	登録年月日	年 月 日		
7	講習の種別			
	修了年月日	年 月 日		
講習受 講履歴	修了証番号	第 号		
8	変更年月日	年 月 日		

4	登録種別	二級建築士 ・ 木造建築士	写 真 貼付欄	に
5	登録番号	第 号		
6	登録年月日	年 月 日		
7	講習の種別			
	修了年月日	年 月 日		
講習受 講履歴	修了証番号	第 号		
8	変更年月日	年 月 日		

改め、同様式備考5を削り、同様式備考4を同様式備考5とし、同様式備考3中「3.0センチメートル」を「4.5センチメートル」に、「2.4センチメートル」を「3.5センチメートル」に改め、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

2 7欄には、建築士法第22条の2に定める講習のうち、直近に受講した講習について記入し、修了証の写しを添付してください。

別記第3号様式の4中「再交付申請手数料」を「再交付手数料」に、

1	ふりがな 氏 名		写 真 貼付欄	を
2	生年月日	年 月 日生		
3	性 別			
4	登録種別	二級建築士 ・ 木造建築士		
5	登録番号	第 号		

1	ふりがな 氏 名		写 真 貼付欄	に
2	生年月日	年 月 日生		
3	性 別			
4	登録種別	二級建築士 ・ 木造建築士		
5	登録番号	第 号		

改め、同様式備考3中「3.0センチメートル」を「4.5センチメートル」に、「2.4センチメー

トル」を「3.5センチメートル」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

#### 第5号様式 削除

##### 附 則

- この規則は、令和2年3月1日から施行する。
- 改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第1条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者で二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許の申請をするものについて適用し、施行日前に行われた二級建築士試験等に合格した者で二級建築士等の免許の申請をするものについては、なお従前の例による。
- 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験の学科の試験に合格した者及び施行日前に行われた直近2回の木造建築士試験のうちいずれかの木造建築士試験の学科の試験に合格した者に係る二級建築士試験等の学科の試験の免除については、改正後の規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 鹿児島県告示第179号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号に規定する知事が認める二級建築士及び木造建築士の免許登録の要件を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	実務経験年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目	2
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0
	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2
学校教育法による高等学	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科	3

校又は中等教育学校	目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。
-----------	--

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年限	実務経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2	0
	告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。		1
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	2
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	3
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	4

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年限	実務経験年数
学校教育法による高等学校若	告示第749号の第1第1号又は第2号	3	1

しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	に規定する科目。この場合において、告示第749号の第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。		
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	2
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	3	2
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	3
	告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第750号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	4

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に昭和47年4月14日鹿児島県告示第354号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）（以下「昭和47年告示」という。）1から3まで又は6から8までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6から8までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6から8までに定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和47年告示1から3まで又は6に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和47年告示1から3まで又は6に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 その他知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

**鹿児島県告示第180号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、平成20年12月26日鹿児島県告示第1730号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	実務経験年数
-----	-----------------	--------

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校，職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「告示第753号」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目	0
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において，告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは，「15単位」と読み替えるものとする。	1

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は，防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし，同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし，学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において，同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について，修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後，それぞれの区分に応じ，同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年限	実務経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	0
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において，告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは，「15単位」と読み替えるものとする。	2	1
	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において，告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは，「10単位」と読み替えるものとする。	1	2

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は，学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし，同法による各種学校にあっては，専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後，さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校，職業能力開発促進センター，障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において，同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目について，修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものを修めて卒業した後，それぞれの区分に応じ，同表の実務経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	建 築 に 関 す る 科 目	修業年限	実務経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	1	0

等学校令による中等学校			
学校教育法による中学校又は義務教育学校	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	3	0
	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	2	1
	告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。この場合において、告示第753号の第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	1	2

注 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に昭和47年4月14日鹿児島県告示第354号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）1から3まで又は6から8までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの
- 6 その他知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者